

議員発案第 4 号

物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額改善と年金の毎月支給を求める
意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、別紙「物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額改善と年金の毎月支給を求める意見書」を提出するものとする。

令和 7 年 12 月 15 日 提出

提 出 者 三条市議会議員 燕 幸 男

賛 成 者 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 阿 部 銀 次 郎

同 三条市議会議員 小 林 誠

物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額改善と年金の毎月支給を求める意見書

今、年金生活者は、物価高騰の下で非常に苦しい生活を強いられている。例えば、誰もが必要とする米は、価格が2年前の約2倍となっている。また、総務省の発表によれば、令和7年7月の全国消費者物価指数は前年同月比で3.1%、47か月連続で上昇している。

厚生労働省は、令和7年度の年金額を、物価が2.7%上昇していたにもかかわらず、1.9%の引上げとした。物価の上昇に追いつかない年金額改定が続き、平成25年度からの約13年間において、物価は約14%上昇したのに対し、年金額は約5.4%の引上げにとどまったため、実質価値で約8.6%も目減りした。この間、消費税率は5%から10%となり、介護保険料、公的医療保険の保険料や窓口負担割合も引き上げられ、可処分所得は大きく減少している。

また、特に女性の年金受給額は低く、月額5万円未満の人が32.9%に上るとされ、生活が追い詰められている。さらに、年金の給付水準が令和29年度には2割減少するとの報道もあり、公的年金制度への不信や将来への不安につながっている。

このような状況を背景に、年金だけでは生活できずに就労する高齢者は過去最多の約912万人に達している。働くことができない高齢者世帯は生活保護に頼らざるを得ないケースもあり、自治体財政にも影響を及ぼしている。

年金の多くは消費に回されるため、年金の実質削減は消費の減退を招き、地域経済の冷え込みにつながる可能性がある。それが結果として住民税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の納付額にも影響することが懸念される。

さきの国会で年金制度改革法が成立したものの、年金改善は4年後まで先送りされ、現在の物価高騰による年金生活者の深刻な状況への対応が間に合わない。物価上昇に見合うよう、老齢基礎年金等の支給額を早急に改善することが高齢者の生活安定と地域経済の活性化につながるものと考える。

よって、若者も高齢者も安心して老後を暮らせるよう、次の事項について要望する。

記

- 1 物価上昇に見合うよう、老齢基礎年金等の支給額を早急に改善すること。
- 2 年金の支給を隔月から毎月に変更すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

三条市議会議長 森 山 昭

[提 出 先]

衆議院議長 参議院議長
内閣總理大臣 財務大臣 厚生労働大臣